

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種の実施等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千代田区は、予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

総合健診システムへの外部者のアクセスを防止するため、ユーザ認証(ユーザID、生体認証)によるアクセス制限を行っている。また、内部者(システム管理等の受託者を含む。)の不正操作を防止するため、操作者ごとの権限管理や操作履歴(アクセスログ)の記録等を行っている。万一の不正操作があった場合も想定し、アクセスログをチェックし、早期発見、被害の拡大防止に迅速に対応できるようにしている。当該システムのサーバーは、入退室管理するサーバー室内においてラックに施錠した上で管理している。

評価実施機関名

千代田区長

公表日

令和5年11月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施等に関する事務
②事務の概要	<p>千代田区は予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき予防接種を実施する。また、予防接種の実施に係る事務(対象者への通知、予防接種記録の管理、接種委託費用の支払い、副反応報告、健康被害救済制度等)を行うものである。予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">○予防接種の実施対象者を把握し予診票を出力して送付する事務○予防接種に関する記録を作成し、管理する事務○予防接種の健康被害救済に関する事務○予防接種の給付の支給又は実費徴収に関する事務○予防接種の実施後、接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付事務○新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)による予防接種対象者及び接種券情報、予防接種記録の登録管理事務○予防接種記録に関する他市区町村照会・情報提供事務
③システムの名称	総合健診システム(健康かるて)、中間サーバー、統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
「予診票発送者名簿」	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一の10項、第93の2項、第19条第6号(委託先への提供)、第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【提供】 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2各号</p> <p>【照会】 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2各号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康推進課、新型コロナウイルス予防接種担当課長
②所属長の役職名	健康推進課長、新型コロナウイルス予防接種担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区政策経営部情報システム課 情報セキュリティ担当 Tel. 5211-4146

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒102-0073 千代田区九段南1-6-17 千代田保健所 健康推進課 保健予防係 Tel. 5211-8174
〒102-0074 千代田区九段南1-6-17 同課新型コロナウイルス予防接種担当 Tel. 6256-9005

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項 別表第一の10項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項 別表第一の10項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第10条		
平成29年5月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会・提供とも】 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第7号 別 表第二の17項、18項、19項	【提供】 番号法第19条第7号、別表第2 16の2の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第 12条の2各号 【照会】 番号法第19条第7号、別表第2 16の2、 17.18.19項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第 12条の2各号	事前	
平成29年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康推進課長 西山裕之	健康推進課長 渡部ゆう	事後	人事異動に伴う修正
平成29年5月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 時点	平成27年3月1日	平成29年5月1日		
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康推進課長 渡部ゆう	健康推進課長		人事異動に伴う修正
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	千代田区政策経営部総務課文書・法規担当	千代田区政策経営部総務課法規担当		組織変更に伴う変更
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 時点	平成29年5月1日	平成31年4月1日		
令和4年2月28日	I 1②事務の概要	区が主体的に実施する予防接種について、個人 情報ファイルを基に対象者を抽出し、予防接 種予診票を出力し、対象者あてに送付する。対 象者が医療機関で予防接種した後、医療機関 から予診票が保健所に戻り、保健所において、 結果をシステムに入力し、データとして保管す る。	区が主体的に実施する予防接種について、個人 情報ファイルを基に対象者を抽出し、予防接 種予診票を出力し、対象者あてに送付する。対 象者が医療機関で予防接種した後、医療機関 等から予診票が保健所に戻り、保健所におい て、結果をシステムに入力し、データとして保管 する。 新型コロナウイルス感染症対策についてはに 予防接種法の改定に基づき追加された事務 で、上記の範囲内での業務となる。再評価した 事務については以下の通りである。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接 種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行 う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書の交付を行う。		
令和4年2月28日	I 1③システムの名称	総合健診システム(健康かるて)、中間サー バー、統合宛名システム	総合健診システム(健康かるて)、中間サー バー、統合宛名システム、ワクチン接種記録シ ステム(VRS)		
令和4年2月28日	I 3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項 別表第一の10項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第10条	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項 別表第一の10項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会の み) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第10条		
令和4年2月28日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号		番号法改正に伴う修正
令和4年2月28日	I 5①部署	保健福祉部健康推進課	保健福祉部健康推進課、新型コロナウイルス予 防接種担当課長		
令和4年2月28日	I 5②所属長の役職名	健康推進課長	健康推進課長、新型コロナウイルス予防接種担 当課長		
令和4年2月28日	I 8連絡先	〒102-0073 千代田区九段北1-2-14 千 代田保健所 健康推進課 保健予防係 Tel. 5211-8174	〒102-0073 千代田区九段北1-2-14 千 代田保健所 健康推進課 保健予防係 Tel. 5211-8174 〒102-0074 千代田区九段南1-6-17 同 課新型コロナウイルス予防接種担当 Tel. 6256-9005		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<p>区が主体的に実施する予防接種について、個人情報ファイルを基に対象者を抽出し、予防接種予診票を出力して、対象者あてに送付する。対象者が医療機関で予防接種した後、医療機関等から予診票が保健所に戻り、保健所において、結果をシステムに入力し、データとして保管する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策については予防接種法の改正に基づき追加された事務で、既存の予防接種事務の範囲内での業務となる。今回追加された事務について再評価するものであり、事務概要は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書¹の交付を行う。 	<p>千代田区は予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき予防接種を実施する。また、予防接種の実施に係る事務(対象者への通知、予防接種記録の管理、接種委託費用の支払い、副反応報告、健康被害救済制度等)を行うものである。予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)²の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予防接種の実施対象者を把握し予診票を出力して送付する事務 ○予防接種に関する記録を作成し、管理する事務 ○予防接種の健康被害救済に関する事務 ○予防接種の給付の支給又は実費徴収に関する事務 ○予防接種の実施後、接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付事務 ○新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)における予防接種対象者及び接種券情報、予防接種記録の登録管理事務 ○予防接種記録に関する他市区町村照会・情報提供事務 		見直しによる文言修正
令和5年11月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区政策経営部総務課 法規担当 Tel. 5211-4138	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区政策経営部情報システム課 情報セキュリティ担当 Tel. 5211-4146	事後	組織変更に伴う修正
令和5年11月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 時点	平成31年4月1日	令和5年4月1日		見直しによる時点変更
令和5年11月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒102-0073 千代田区九段北1-2-14 千代田保健所 健康推進課 保健予防係 Tel. 5211-8172	〒102-0073 千代田区九段南1-6-17 千代田保健所 健康推進課 保健予防係 Tel. 5211-8172	事後	組織変更に伴う修正
令和5年11月27日	I 関連情報 3個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の10項、93の2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10項、第93の2項、第19条第6号(委託先への提供)、第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67の2 	事後	見直しによる記載修正